

県の発達障害児者支援体制について

保護者・ご本人等からの相談

市町村

一次支援機関

障害児等療育支援事業

県

一次支援機関

【求められる役割】

(法5・6条, 障害福祉計画等)

- ・住民にわかりやすい窓口の設置・周知 (国通知)
- ・母子保健, 障害児支援の強化
健診での早期発見, 早期支援の推進
- ・家族支援
- ・保健, 福祉, 教育等関係部門との連携体制構築

【県の取組状況】

身近な地域で療育指導が受けられる体制を整備するため各障害保健福祉圏域に事業所の設置を推進

- ・訪問による療育指導
- ・来所による療育相談, 指導
- ・保育所や放課後等児童クラブ等の職員への療育技術の指導ほか

*一次支援機関には, 上記の他に, 保育所・幼稚園や学校, 障害福祉サービス事業所等が含まれます。

発達障害者地域支援マネジャー

県

二次支援機関

【県の取組状況】 ⇒ 発達障害者地域支援マネジャー配置事業 (R1~)

各障害保健福祉圏域に心理職又はリハ職を「発達障害者地域支援マネジャー」として配置を推進

- ・圏域の中核的な支援機能として, 市町村等の一次支援機関への支援を実施
- ・圏域の状況に応じた支援体制づくり, 個別ケース支援や地域の状況に応じた研修機会の提供のほか, 家族支援等を実施

発達障害者支援センター

県

三次支援機関

【県の取組状況】

⇒ **発達障害者支援センター「えくぼ」 (H18~) 【主に大人を対象】**

総合相談窓口のほか, 専門相談員による支援者支援, 各種研修や普及啓発セミナー等を実施

⇒ **発達障害者支援センター「県直営センター」【主に子どもを対象】 (R1.7~県子ども総合センター内)**

支援者支援の拠点機能として, 困難ケースへの技術支援による地域支援機能の強化のほか, 支援力向上に資する研修の企画・実施, 家族支援等を実施

本庁・精神保健推進室
(発達障害・療育支援班)

拠点医療機関
(東北大学病院小児科)

医療機関 (地域)

- ▶ 全県的な支援体制整備
～仙台市とも連携
- ▶ 発達障害者支援センター運営
- ▶ 保健・福祉・教育・就労等,
他領域の支援機関との連携推進
(発達障害者支援推進会議)
- ▶ 医療提供体制の整備

- 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 (県委託)
- ▶ 発達障害診療医養成を支援
- ▶ 医療機関ネットワーク形成
- ▶ 地域の医療機関との症例検討会
- ▶ かかりつけ医研修開催

小児科・精神科等の
かかりつけ医



発達障害のある方と家族が
安心して生活できる
地域づくりの推進